

日の出町障がい者活躍推進計画

機関名	日の出町、日の出町教育委員会
任命権者	日の出町長、日の出町教育委員会
計画期間	令和８年度～令和１１年度
日の出町における障がい者雇用に関する課題	令和７年６月１日時点での日の出町及び日の出町教育委員会で合算した障がい者の実雇用率は２.４２％であり、令和８年６月以降の法定雇用率である３.０％を下回っているため法定雇用率達成に向けての体制整備が必要である。
目標	
①採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度６月１日時点の法定雇用率（令和６年４月から令和８年６月まで２.８％、令和８年７月以降３.０％）以上。 （参考）令和７年６月１日時点の実雇用率：２.４２％ 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
１ 障がい者の活躍を推進する体制整備	○「障害者雇用推進者」として総務課長を選任する。 ○障がい者である職員や職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を総務課職員係に設置する。
２ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用、任用の更新及び部署異動、その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要な対応を検討する。
３ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４ その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。